障害(児)者福祉(精神障害含む)1

日本社会福祉学会 第67回秋季大会

2017 年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性の検討 ー障害者殺傷事件を「契機」とした精神保健医療福祉の動向をふまえてー

○ 名古屋市立大学 樋澤 吉彦 (3742)

キーワード:日本精神保健福祉土協会、精神保健福祉法、措置入院

1. 研究目的

本報告は、2016 (平成28) 年7月26日未明、S市障害者施設において発生した入所者等殺傷事件(以下、「事件」)を契機として、精神保健福祉分野のソーシャルワーカー(主に精神保健福祉士)の職能団体である日本精神保健福祉士協会(以下、協会)が、2017 (平成29)年2月28日、第193回国会に上程されたものの、その立法事実の存否をめぐって強い批判を受けた後に廃案となった精神保健及び精神障害者福祉に関する法律改正案(以下、29年改正法案もしくは法案。法自体は精神保健福祉法)の「顛末」に至るまでに発出された見解・要望の詳解を通してその妥当性を検討することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

報告者は樋澤(2018)において、「事件」を受けて厚生労働省(以下、厚労省)に「事件」の「検証」 を目的として設けられた「S市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」(以下、 国検討チーム)により同年9月14日に公表された「中間とりまとめ~事件の検証を中心として~」(以 下、「中間とりまとめ」)、及び同年12月8日に公表された「報告書~再発防止策の提言~」(以下、「国 報告書」)が、本来は 2013(平成 25)年の精神保健福祉法改正(以下、25 年改正法)附則に基づきそ の時の積み残しの課題検討を目的として2016(平成28)年1月7日より設置されていた「これからの 精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」(以下、あり方検討会)により 2017(平成 29)年2月8 日に公表された「報告書」(以下、「あり方検討会報告書」)の趣旨転換、及びそれを受けた29年改正法 案「当初」案の中身に与えた影響について報告を行った。本報告はその続報という位置づけにある。報 告者の関心は、29年改正法案「当初」案が「事件」を引き合いに出したうえで「再発防止」を趣旨とし てそれ以前の議論を脇に置いたうえで措置入院退院者の「支援」強化を主軸とした内容となっているこ とに対して参議院厚生労働委員会において批判を受けた後、法案の中身自体は修正されることなく提案 趣旨からのみ突如「再発防止」の文言が削除され名目上は「社会復帰」が第一義的な趣旨とされたこと により、逆に法案の立法事実の存否について更なる疑義が呈され結果的に廃案となったことに比して、 協会は趣旨の削除自体には肯定的評価を示したうえで法内における措置入院(退院)者に対する排他的 職能の要望を積極的に行う姿勢を見せているという点にある。本報告では、そもそもの提案趣旨に不合 理性を有している29年改正法案に対する協会による11の見解・要望について法案の審議動向と照らし 合わせながら詳解を行うことを通して、職能団体の第一義的な存在根拠であり「本能」的活動ともいえ る排他的職能要望の妥当性を検証する。

3. 倫理的配慮

本報告は公刊されている文献及び資料研究である。そのため、特に日本社会福祉学会研究倫理指針第2指針内容 A、F 及び H を遵守している。なお、本報告の引用文献等については本要旨を含めて紙幅の都合上、全て当日配布資料に記載する。

4. 研究結果

協会は「事件」後、「事件」及び29年改正法案に対して7点の見解及び4点の要望書(厚労省社会・ 援護局障害保健福祉部長宛3点、自民党政務調査会宛1点)を公表している(当日配布資料に記載)。 29年改正法案「当初」案までの協会の一貫したスタンスは、(1)29年改正法案は「事件」の「検証」の 場でなく、あり方検討会において議論すべき、(2)「社会防衛」、「再発防止」のための措置入院制度改革 には反対、という2点に収斂させることができるが、それぞれ留意点がある。(1)については当該スタン スを明示している見解公表より前に再開されたあり方検討会の場にすでに「事件」の「検証」目的の「中 間とりまとめ」が資料として配布されている点である。当該会議以降、25年改正法附則に基づき医療保 護入院の同意と意思決定支援、及び地域移行のあり方を主たる論点としていたあり方検討会の議論の方 向性が措置入院退院者の「支援」強化の方策へと一変している。また、後者 (2) のスタンスは措置入 院制度の中身ではなくそれの名目上の提案趣旨(目的)のみに対するものであることが、29年改正法案 「当初」案の趣旨の削除とその直後の見解によって顕在化する。上述した通り 29 年改正法案「当初」 案の提案趣旨は、参議院厚生労働委員会の場において「再発防止」に関する箇所が法案の中身の実質的 な修正はなされないまま厚労相の「お詫び」とともに突如削除され、「犯罪防止は直接的にはその役割で はない」旨が強調されることとなった。しかし法案内容自体は修正されず、当該委員会は、そもそも措 置入院退院者「支援」の強化を法案に盛り込む根拠(立法事実)の存否をめぐって混乱し、廃案に至る こととなる。しかし協会は以上の顛末に比して趣旨の削除自体に対して肯定的評価を示している。趣旨 削除後の 29 年改正法案に対する協会の肯定的評価の姿勢の背景には、法案における排他的職能(都道 府県及び市区町村への精神保健福祉士の配置、措置入院者に対する精神保健福祉士による退院後生活環 境相談員の選任の義務付け)の要望がある。法案提出前に限れば、必ずしもそれに収斂されていたわけ ではないが、法案「当初」案提出後は「当初」案趣旨には反対の姿勢を示しつつも、同時に職能の要望 を行っている。そして法案「当初」案の趣旨削除後はより具体的な要望を行っている。

5. 考察

29 年改正法案が再上程される可能性のあった第 196 回国会(2018 年 1 月 22 日~7 月 22 日)会期中 に協会はあらためて見解を公表している(厚労省は同年3月13日までに法案上程を断念)。当該見解は、 29 年改正法案に対する「単なる批判」を批判したうえで、法案における自らの排他的職能要望を主とす る「代替案」提示を含む法案に対する是々非々の関与の決意表明となっている。しかし、29年改正法案 は 25 年改正法の附則に基づくものであるということを名目にしながら、実際は「事件」を契機として 措置入院制度に焦点化されている。だからこそ法案「当初」案の提案趣旨には「再発防止」という文言 が堂々と掲げられていた。法案の趣旨から「再発防止」が削除されたのであれば、主たる改正事項は25 年改正法附則に基づき「事件」直前までのあり方検討会において議論されていた医療保護入院の同意と 意思決定支援、及び地域移行のあり方でなければならないはずである。上述の通りここに立法事実の存 否という根本的な疑義が生起し、廃案に結実することとなった。ソーシャルワーカー職能団体としての 協会が本来この時点で行わなければならないことは、中身はそのままで外装のみ「社会復帰(の促進)」 という趣旨へと転換された29年改正法案の本質的な趣旨の剔出とその批判的検証でなければならない。 しかしながら協会は、この検証を「単なる批判」として切り捨ててしまっている。このことは 29 年改 正法案「当初」案における本質的な趣旨―すなわち「再発防止」―を逆に補強する可能性があると考え る。そもそも協会は、「改正に向けた議論には始めから積極的に参画していくつもり」の旨を当該見解中 で述べているが、「事件」及び29年改正法案提案以前に協会により発出された見解・要望のうち、措置 入院に関するものは皆無である。さらに言えば過去の協会関係者の論考から協会はもともと、非自発的 入院(強制入院)のうち措置入院は存続させたうえで、医療保護入院については権利擁護の観点等から 廃止を含めた制度改善の必要性についての見解を有しており、その志向は少なくとも措置入院ではなく 医療保護入院であったと考えられる。

樋澤吉彦(2018)「障害者殺傷事件を『契機』とした精神保健医療福祉法制度の『趣旨転換』の様相─『報告書−再発防止策の提言−』の詳解とその後の動向の検討を通して─」、日本社会福祉学会第66回秋季大会□頭発表.

*本報告は JSPS 科研費 JP19K02189 の助成を受けたものである。